

クライアント PC 暗号化ツール「Smart DE(Smart Data Encryption)」利用規約

クライアント PC 暗号化ツール「Smart DE(Smart Data Encryption)」利用規約(以下、「本規約」という。)は、東芝クライアントソリューション株式会社(以下、「甲」という。)がクライアント PC 暗号化ツール「Smart DE(Smart Data Encryption)」(以下、「対象 SW」という。)の利用申込会社(以下、「乙」という。)に対して対象 SW の使用を許諾する際の条件を定めたものです。

第 1 条:本契約の成立

対象 SW の使用に関する甲乙間の契約(以下、「本契約」という。)は、乙が、甲が指定する対象 SW 搭載 PC(以下、「対象機器」という。)のレンタル会社(以下、「レンタル会社」という。)に対して所定の申込書を提出し、レンタル会社が当該申し込みを承諾した時点で成立する。当該申し込みを行った時点で乙は本規約に同意したものとみなされる。

第 2 条:権利の許諾

1. 甲は乙に対し、乙の従業員が乙の社内利用に限定して対象機器上で対象 SW を使用する、非独占、譲渡不能の日本国内における権利を許諾する。
2. 乙は、前項の権利を第三者に譲渡しあるいは担保に供してはならない。
3. 本条第 1 項で許諾された権利を除き、甲は乙に対し、いかなるライセンスも明示的または黙示的に許諾するものではない。乙は、次の行為を含め、対象 SW に関し本条第 1 項で許諾された以外のいかなる行為も行ってはならない。
 - ①対象 SW を第三者に複製、譲渡、販売、転貸、リース、再頒布またはその他の形により提供すること。
 - ②対象 SW の二次的著作物を複製、創作、譲渡、販売、転貸、リースまたはその他の形により提供すること。
 - ③修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うこと。
 - ④対象 SW と類似のソフトウェアを開発し、自ら使用し、または第三者に使用許諾をすること。
 - ⑤他のアプリケーションと結合したり、組み込んだりすること。

第 3 条:権利帰属

対象 SW に関する著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の規定を含む。)等一切の知的財産権は、甲に帰属するものとし、乙は対象 SW に関して第 1 条に基づき許諾された権利以外の権利を有しないものとする。

第 4 条:ライセンス料

1. 乙は、第 2 条第 1 項に定める対象 SW 使用許諾の対価として、レンタル会社が定める対象 SW の使用料をレンタル会社に対して支払うものとする。
2. 前項の対価は、如何なる場合にも返還されない。

第 5 条:保証

対象 SW は現状有姿で提供されるものとし、甲は、対象 SW の諸機能が乙の要求に合致するものであることや、対象 SW の動作が中断することがなく、また不具合を含まないことを保証しない。また、甲は、対象 SW に関し、商品性の保証、特定の目的に対する適合性および第三者の権利の非侵害等を含め、明示すると黙示たとを問わず一切の保証をしないものとする。

第 6 条:免責

1. 法律に別段の定めがある場合を除き、甲は、対象 SW の使用または使用不能から生じた乙の損害について、以下の場合を含め、たとえ乙がかかる損害の可能性について知らされていた場合であっても一切責任を負わないものとする。
 - ①対象 SW が、火災、地震、第三者による行為その他の事故、乙の故意または過失、誤使用その他異常な条件下(通常の一般的常識から予見できないような使用方法や使用環境を含む)での使用によって不具合を生じた場合。
 - ②対象 SW の使用または使用不能から生ずる他の損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、保存データの毀損・滅失またはその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない)が生じた場合。
2. 対象 SW に関して甲が乙に対して責任を負う場合、その範囲は、請求原因の如何にかかわらず、対象 SW の使用に関して乙が現実には被った通常損害に限られるものとし、その累計上限額は、乙が支払い済みの直近一年間分の対象 SW の使用料を上限とする。

第 7 条:機密保持義務

乙は、本契約に関して知り得た甲の業務上、技術上その他一切の情報を秘密に保持し、第三者及び自社の役員並びに従業員であっても知る必要のない者に開示、漏洩または提供してはならない。

第 8 条:反社会的勢力の排除

1. 乙は、現時点および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者(以下、あわせて反社会的勢力という。)であること。
 - ②反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していること。
 - ③反社会的勢力を利用していること。
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 乙が前項各号の一に違反した場合、甲は何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除し、当該解除により甲に損害が生じた場合、当該損害の賠償を乙に対して請求することができるものとする。

第 9 条:解除

1. 甲は、乙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、なんらかの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
 - ①重大な過失または背信行為があったとき。
 - ②支払いの停止または破産、和議開始、会社更正手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - ③手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - ④その他、本契約に違反した事実が確認されたとき。
2. 前項の解除は、甲がその被った損害について乙に損害賠償請求をすることを妨げない。
3. 乙に本条第 1 項各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は本契約に関する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとする。

第 10 条:有効期間

本契約は、第 8 条または第 9 条により解除されない限り、本契約成立の日が発効し、乙とレンタル会社との対象 SW の使用に関する契約が終了するまで有効とする。ただし、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条および本条の定めは期間の定めなく有効に存続するものとする。

第 11 条:契約終了後の取り扱い

本契約が終了した場合、乙は、対象 SW を一切使用してはならず、本契約終了後速やかにレンタル会社または甲に対して返却するものとする。

第 12 条:輸出入管理

1. 乙は、対象 SW について、次の事項を承知する。
 - ①日本の外国為替及び外国貿易法によるキャッチオール規制品であり、輸出または海外への提供が規制されていること。
 - ②米国原産のソフトウェア・技術を組み込んでいるため、米国の再輸出規制「米国輸出管理法および同規則」の対象となっていること。
 - ③その他、国によっては、暗号化機能を有する製品の輸入または使用が規制されている場合があること。
2. 乙は、対象 SW を「外国為替及び外国貿易法」等適用されるその他のあらゆる法律、政令及び規則に基づき必要とされる政府の許可を得ないで同法で規制又は禁止されているいかなる仕向地、自然人若しくは法人に対しても直接または間接的に輸出入、再輸出入しないものとする。

第 13 条:合意管轄

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

以上